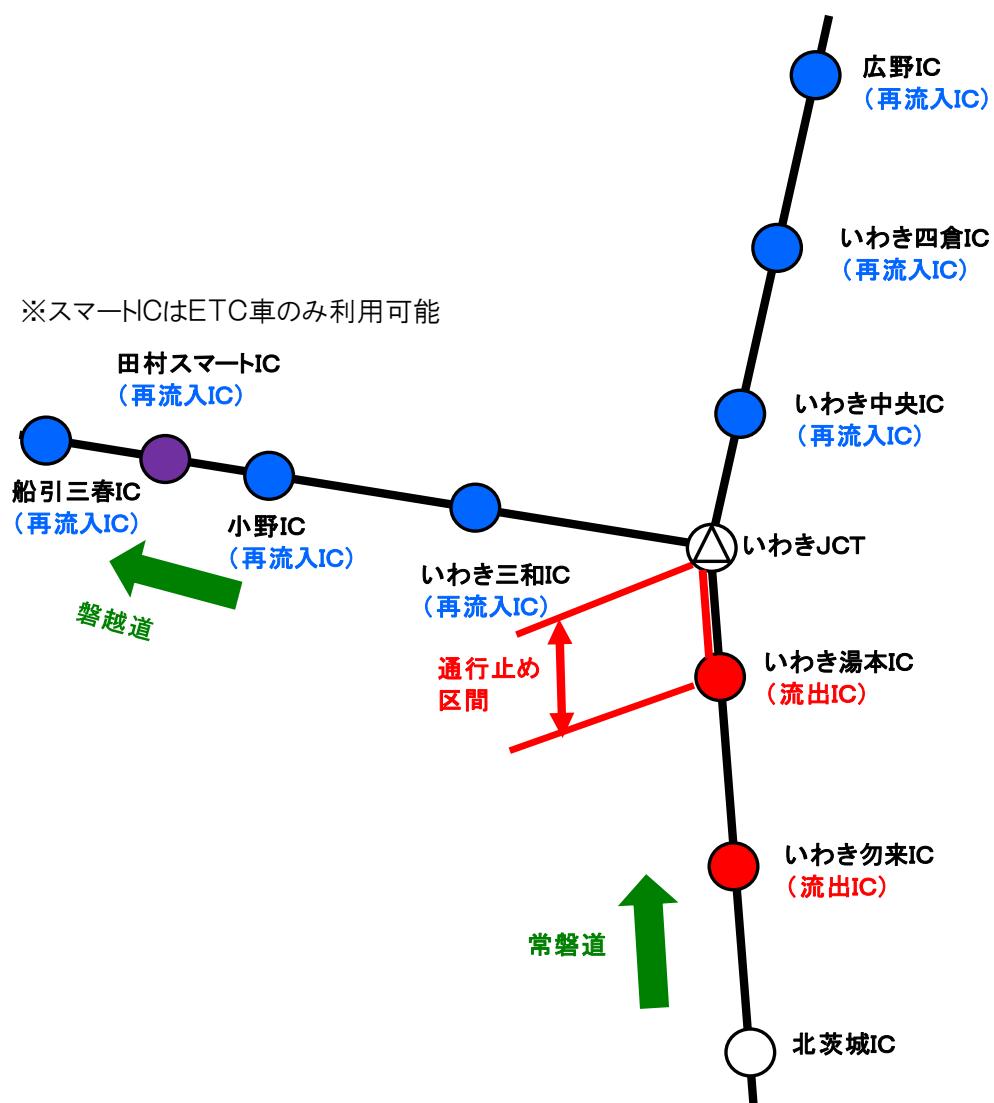


乗継料金調整について

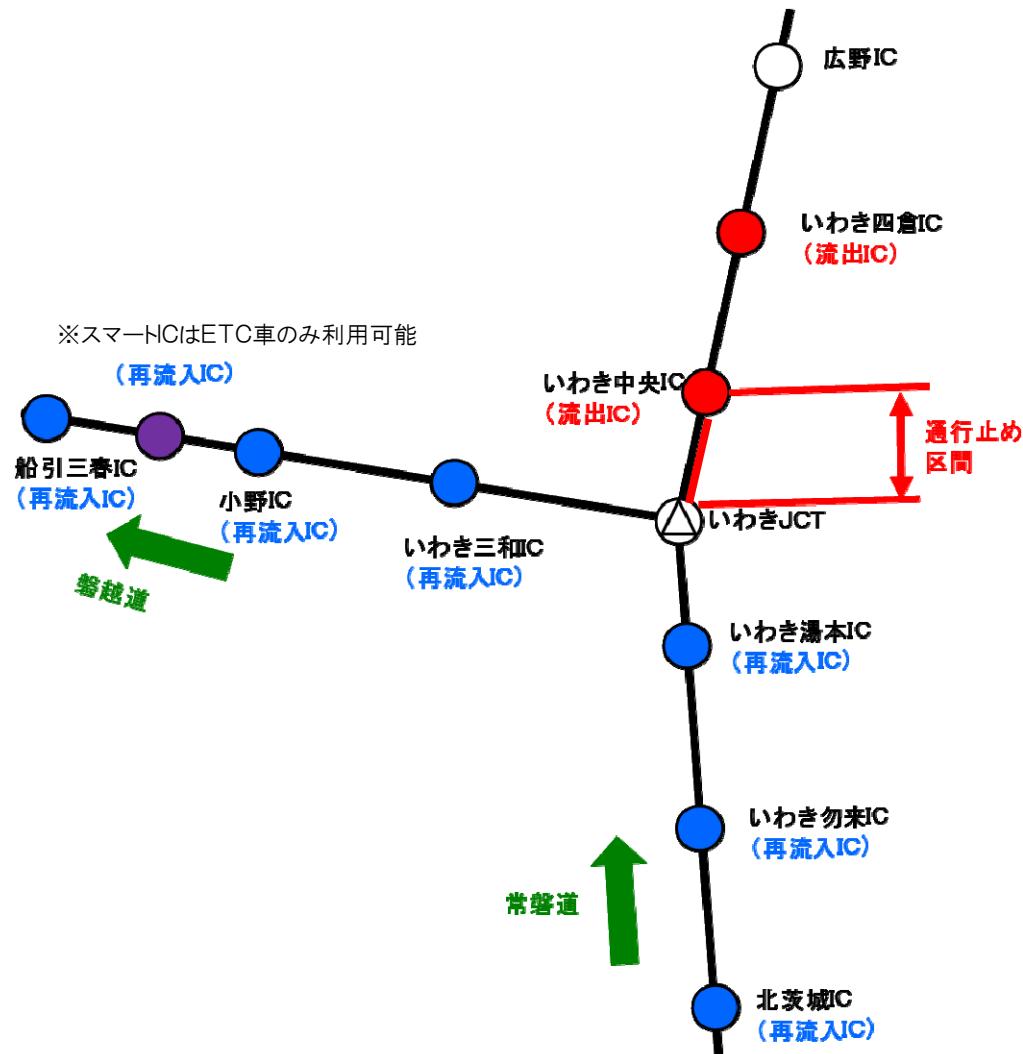
【1】常磐自動車道 いわき湯本IC→いわきJCT間(下り線)夜間通行止め

東京方面から、郡山方面または仙台方面へ乗り継がれる場合



【2】常磐自動車道 いわき中央IC→いわきJCT間(上り線)夜間通行止め

仙台方面から、郡山方面または東京方面へ乗り継がれる場合



◆乗継料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを全工程で同一のETCカードをご利用のうえ、入口・出口ともにETC無線通信で走行してください。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
- 乗り継ぎされた走行を1つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡しください。なお、スマートICはETCをご利用のお客さまのみご利用いただけますので、現金等でのご利用はできません。

◆乗継料金調整に関する注意事項

- 通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。